

警察署におけるビール券の受領について

対象受検機関：警察本部総務部会計課、警務部警務課、住之江警察署

事務事業の概要	検出事項	改善を求める事項(意見)
<p>1 住之江警察署（以下「住之江署」という。）におけるビール券の受領</p> <p>(1) 大阪市監査委員が株式会社大阪港トランスポートシステム（以下「OTS社」という。）に対して実施した「平成26年度出資団体監査」（平成26年8月28日から同年9月5日実施）により、OTS社から住之江署にビール券が贈答されていることが判明した。府警本部を通じて確認した内容は以下のとおりである。</p> <p>(2) OTS社からの贈答</p> <p>ア 平成25年度の夏と冬の2回受領。受領枚数は1回につき30枚で計60枚。平成24年度以前の受領は不明。</p> <p>イ 署員の激励・親睦のための受領であり、住之江署署長が受領後、同署会計課長が公金と区別して管理。</p> <p>ウ 大阪市監査により、OTS社の住之江署に贈呈したビール券に関する経費支出が不適切とされたことを受け、住之江署総務課長が平成27年3月16日にOTS社にビール券を返納。</p> <p>エ 住之江署からOTS社へのビール券の返納については、同社の立場を考慮し行ったもの。</p> <p>(3) OTS社以外からの贈答</p> <p>ア OTS社以外からも受領の事実があることは確認。贈答元や数量は把握せず。</p> <p>イ ビール券は署員の激励や親睦のために使われているが、具体的な使用方法は調査していない。</p> <p>2 他署におけるビール券受領に関しての府警本部の回答</p> <p>(1) ビール券の受領は署員の激励・親睦のためのものであり、回答を差し控える。</p> <p>(2) 贈呈の趣旨や社会通念に照らして対応し、その管理方法や用途も含め、職務に支障を及ぼすおそれがあるものとの誤解を招かないよう、折に触れて指導している。</p> <p>3 組織としてビール券を受領する場合に適用される法令等</p> <p>(1) 大阪府財務規則に基づき、物品の寄附として受入れ、記帳を行って出納の管理を行うこととなる。</p> <p>(2) 大阪府警察においては、寄附に対する取扱いを定めた「警察に対する寄附の取扱いについて」があり、寄附收受の承認基準や手続等が定められており、これに従って処理することとなる。</p> <p>4 警察官個人が受領する場合に適用される法令等</p> <p>(1) 個人として受領することから、職務倫理や服務等を規定する法令・内部規定等を順守する必要がある。</p> <p>(2) 「地方公務員法（以下「地公法」という。）」、「警察職員の職務倫理及び</p>	<p>1 府警本部は、署員の激励や親睦を目的として府民や事業者から受領したビール券は、組織が公務として受け取ったものではなく、受け取った署員の所有物であるという認識であり、大阪府財務規則等に基づく処理は行われていない。</p> <p>2 ビール券の所有権が署員に帰属する場合には、地公法、規則及び規程が適用されるが、「信用失墜行為」及び「職務に支障を及ぼすおそれがある」と認められる供与」に該当するか否かの判断については、警察官は職務倫理教育が徹底されているとの理由で、受領する者が行うこととされている。しかし、各個人が判断する上での基準や上司への報告などの取扱いについては、明文化されたものがない。</p> <p>3 府警本部は、ビール券の受領は、署員の激励、親睦を目的としたものであり、受領する者が個別事案ごとに職務倫理上、問題がないかを判断しているため、信用失墜行為に当たらないとの認識である。</p> <p>4 ビール券の受領は公務として受取ったものではないという理由から、各署における受領の状況や具体的な用途については、把握する必要はないという認識である。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【地方公務員法】（抜粋） （信用失墜行為の禁止） 第33条 職員は、その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。</p> <p>【警察職員の職務倫理及び服務に関する規則（警察庁）】（抜粋） （信用失墜行為の禁止） 第5条 警察職員は、国民の信頼及び協力が警察の任務を遂行する上で不可欠であることを自覚し、その職の信用を傷つけ、又は警察の不名誉となるような行為をしてはならない。</p> </div>	<p>府警本部では、各署におけるビール券の受領の実態を把握していないが、個人が受領の可否を判断する際の基準は、地公法、規則及び規程の「信用失墜行為」及び「職務に支障を及ぼすおそれが認められる供与を受けること」を禁止する規定のみであるため、個人によって判断に差異が生じている可能性がある。また、誤った判断が行われていないかについての調査等も行われていない。</p> <p>内部統制の整備及び府民からの信頼確保の観点から、具体的な判断基準や手続面などについて明文化し、組織として個人の受領の適正性を確保するとともに、府警本部は、ルールに基づき適正な対応が行われているかについて適宜、確認されたい。</p>

<p>サービスに関する規則」(以下「規則」という。)、<b>「大阪府警察職員の職務倫理及びサービスに関する規程」</b>(以下「規程」という。)においては、職の信用を傷つけ、または組織の不名誉となる信用失墜行為は禁止されている。</p> <p>(3) 規則、規程においては、職務の公正の保持として「職務に支障を及ぼすおそれがあると認められる金銭、物品その他財産上の利益の供与」を受けてはならないとしている。</p>	<p>(職務の公正の保持)</p> <p>第7条 警察職員は、職務に支障を及ぼすおそれがあると認められる金銭、物品その他の財産上の利益の供与若しくは供応接待を受け、又は職務に利害関係を有する者と職務の公正が疑われるような方法で交際してはならない。</p> <p><b>【大阪府警察職員の職務倫理及びサービスに関する規程】</b></p> <p>(抜粋)</p> <p>(信用失墜行為の禁止)</p> <p>第9条 職員は、その職の信用を傷つけ、又は警察の不名誉となるような行為をしてはならない。</p> <p>(職務の公正の保持)</p> <p>第15条 職員は、職務に支障を及ぼすおそれがあると認められる金銭、物品その他財産上の利益の供与又は供応接待を受けてはならない。</p> <p>2 職員は、職務の公正を疑われるような交際してはならない。</p> <p>3 職員は、職務の公正を疑われるような方法で、他人の経済取引に関与してはならない。</p>	
<p><b>措置の内容</b></p>		
<p>府民からの信頼の確保等の観点から、大阪府警察職員の職務倫理及びサービスに関する規程第15条第1項の規定に従い、贈呈の趣旨や社会通念に照らして対応し、これらの受領や管理、費消についても、職務に支障を及ぼすおそれがあるものとの誤解を招かないよう、激励等を贈呈の趣旨とする物品等の受領等における留意点を具体的に示した。</p> <p>今後も、折に触れて各種教養を徹底し、職員の倫理観の醸成に努めていく。</p>		

監査(検査)実施年月日(委員:平成28年8月10日、事務局:平成28年6月2日から同年7月15日まで)